

消費生活情報かわらばん

47号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 1 階
 ☎ 046-292-1000
 受付時間 9:00~16:30 (月~金)

海老名市消費生活センターは、市役所 1 階南側玄関のすぐ横にあります。
 月~金曜日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで、海老名市に在住・在勤の方を対象に相談を行なっております。

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務(借金)などの相談をお受けしていますのでご利用ください。

★「クーリング・オフ」をご存知ですか★

解約理由も必要なく、無条件で契約を解除できる制度です。訪問販売・電話勧誘などは、契約書面を受け取った日から 8 日間です。期間が過ぎていても解約できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

☆☆簡単・便利なクーリング・オフはがき作成用セットを配布しています。☆☆

★消費生活出前講座のご案内★

市では、消費生活相談員を派遣して、最近多い相談や、悪質商法の手法などの注意点を紹介しています。

少人数でも結構です。講師派遣は無料、日時も問いません。

ご近所、お友だちなどグループの活動に合わせて、気軽に話を聞いてみませんか。

(例)

敬老お楽しみ会、民生委員の学習会、高齢者茶話会、自治会集会での基調講演、各種学習会、PTA・学生への講座 など

【問い合わせ】 地域づくり課 市民相談室(2階)

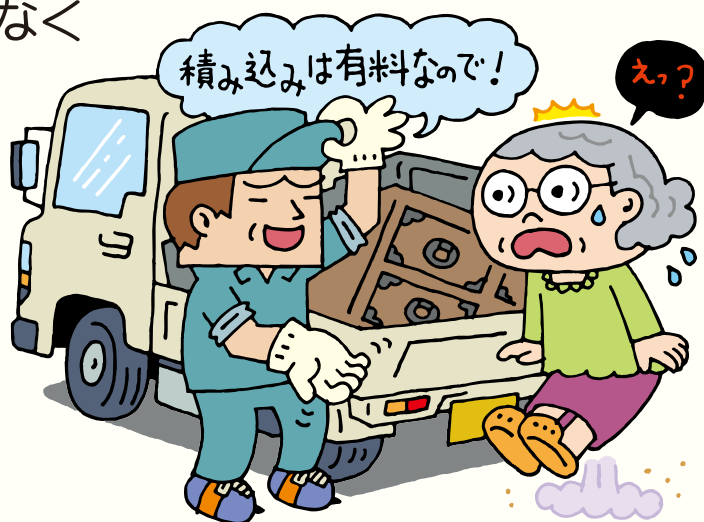
☎ 235-4567(直通)

見守り 新鮮情報

「**無料**」とアナウンスしながら**トラック**で**巡回**している**業者**を呼び止め、**廃品回収**を依頼した。作業前に、**無料**であることを確認したが、不用品を軽トラックに**積み終えた**と**たんに6万円**を請求された。話が違

と抗議したが、「**回収代金は無料**だが、**積み込み料金は発生**する」と言われた。**しつこく**請求されたので、仕方なく

手持ちの3千円だけ支払った。**残金**は近いうちに**取りに行く**と言われたが、支払わなければいけないのか。領収証もないし、業者の住所や電話番号もわからない。(60歳代 女性)



「無料」のはずが6万円 廃品回収サービスのトラブル

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 「無料回収」をうたって巡回している廃品回収業者に依頼しても、積み込み時に料金を請求されるケースがあるので注意しましょう。
- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際は、市町村に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。